

令和7年度第3回全国健康保険協会三重支部評議会議事概要（要旨）

1. 開催日時 令和8年1月19日(月曜日)
午後2時00分～午後4時00分
2. 開催場所 全国健康保険協会三重支部6階会議室
3. 出席評議員 薄井評議員、黒澤評議員、高橋評議員（議長）、野田評議員、橋本評議員
（五十音順）
4. 議 事 (1) 令和8年度保険料率について
(2) 令和8年度三重支部事業計画（案）及び
令和8年度三重支部保険者機能強化予算（案）等について

議題1. 令和8年度保険料率について

資料1に沿って事務局から説明。

《評議員からの主な意見》

【事業主代表】

令和8年度の保険料収入の増加の要因について、標準報酬月額増加との説明があったが、被保険者数の増加は影響しているか。

【事務局】

日本年金機構の適用拡大が進んでおり、被保険者数は増加しているが、今回の収入増加は賃上げによる標準報酬月額増加の影響が大きい。

【事業主代表】

医療従事者の賃上げの話が出ている。支出部分の医療給付費は診療報酬改定の影響も見込まれているのか。

【事務局】

診療報酬の改定も加味している。

「骨太の方針2025」には診療報酬改定に関して、医療従事者の待遇改善などに加え、昨今の物価上昇や賃上げの影響を反映させる方針が示されているため、保険給付費増加の要因になると思われる。

【被保険者代表】

令和8年度三重支部の健康保険料率の引き下げは喜ばしい。

しかし、保険料率の高い支部と低い支部の傾向は何年も変化がなく、健康づくりの取り組みが地域差の解消につながっているか疑問である。公平性の観点から全国一律の保険料率とすべきではないかと考える。都道府県単位で年齢や所得で調整しているが、同じ県でも地域によって差があり、正確に保険料率に反映しているとは考え難い。

【事務局】

政府管掌健康保険の時代は全国一律の保険料率であったが、協会けんぽの発足後は、各支部の医療費適正化の取り組みに応じて変わる、医療費の地域差を反映した都道府県単位保険料率となった。このため、協会けんぽでは事業所とともに加入者の健康づくりを支援し、健康増進と医療費適正化を積極的に進めている。

【被保険者代表】

地域の医療費に応じて保険料率が変わることやインセンティブ制度について、加入者はそこまで知らないのではないか。

【事務局】

加入者の方にわかりやすい広報を行っていきたい。

【被保険者代表】

インセンティブ制度の実績の高い支部の先進的な取り組みは把握しているのか。

【事務局】

好事例の横展開は協会全体で行われている。

【被保険者代表】

毎年10年程度の見通しを踏まえた財政状況を確認するとあるが、なぜ10年を区切りとしているのか。

【事務局】

協会は5年ごとの収支見通しを作成し、公表することとされているが、より中長期的な視点を踏まえてご議論いただけるよう、評議会では今後10年間のごく粗い試算を示している。

【学識経験者】

平均保険料率が0.1%引き下がり、令和8年度の三重支部の保険料率も引き下げとなる

ことはよいことと思う。しかし、前回評議会で提示された今後 10 年間のごく粗い試算より、安定した財政運営には平均保険料率 10%維持が必要と考える。今回の引き下げによる今後の保険財政への影響が懸念される。

議題 2. 令和 8 年度三重支部事業計画（案）及び令和 8 年度三重支部保険者機能強化予算（案）等について

資料 2 に沿って事務局から説明。

《評議員からの主な意見》

【事業主代表】

マイナンバーカードによるオンライン資格確認により資格喪失後受診は減少すると思っていた。医療機関が即座に資格喪失を確認することは難しいのか。

【事務局】

協会のデータが更新されている必要がある。このためには事業所様の日本年金機構への速やかな届出が重要となってくる。日本年金機構での処理後、2～3 営業日で医療機関でも確認できる。

【被保険者代表】

なぜそれほどの日数がかかるのか。即座に反映できる仕組みにできないのか。

【事務局】

理想は即座にデータが反映されることだが、現状ではデータのやり取りに時間がかかっている。資格喪失後の受診を防ぐために退職日の翌日から健康保険の資格を喪失することをさらに周知していく必要がある。

【事業主代表】

道路貨物運送業の運行管理者は健診結果に対して、どのような対応をしているかとの監査項目がある。労働者が 50 名未満の産業医がいない会社は地域産業保健センターで医師の意見を聞いているが、仕事が継続してできるか否かのみ判断であり、健康づくりについてはアドバイスがない。社長や運行管理者が毎年従業員に健康づくりを説明してもなかなか聞き入れてもらえない。地域産業保健センター等の専門家が説明したほうが効果的と思う。

【事務局】

協会けんぽの生活習慣病予防健診を受診しているか、定期健康診断のデータを提供いただいている場合、特定保健指導の案内はもちろん、血圧、血糖、脂質に関して医療機関への受診が必要な対象者には協会から直接個人宛に受診勧奨の通知をお送りしているので、ご活用いただきたい。

また、協会けんぽには医師はいないものの、医療職の保健師がいる。事業所を訪問し、従業員様向けに健康教育や健康講座の開催もできるのでご検討いただきたい。

【事業主代表】

私は高血圧や高脂血症を放置していた結果、狭心症になり手術を行った。数値が高いことは自覚していたが、危機感がなかった。今にして思えば、もっと早く対応しておけばよかったと思う。

重症化予防対策の推進として、ポスターを作成するとのことだが、皆さんに危機感を持ってもらえる怖いポスターにしたほうが良いと思う。一般的なポスターでは優しすぎる。

【事務局】

いただいたご意見を参考にさせていただく。

【事業主代表】

小学生向けの健康教育は大変意義のある事業と思う。健康保険が自分たちの生活をどのように保障し、助けてもらえるのかが伝わるように事業を進めてほしい。

【事務局】

現在、教育委員会に事業の提案をしているところである。高評価を頂ければ、さらに進めていきたい。

【被保険者代表】

ジェネリック医薬品の使用割合について、数量ベースでは80%以上とのことだが、診療種別ごとではどうか。自分の経験上、歯科は院内処方が多く、先発品の割合が多いのではないか。

【事務局】

ご指摘の通り、三重支部の歯科の使用割合は数量ベースで70%を切っている。個人の歯科医師への直接のアプローチは難しいが、三重県歯科医師会を通じてジェネリック医薬品の使用促進を進めていきたい。